

いますけれども、その可能性についてお伺いをしたいと思います。

次に第五点でございますが、下の川を現在暗渠化をいたしまして、その上に土がかぶっているわけでございますが、現在工事の途中でございますから、大変に土が盛られて雑草が生え、そのままになっております。これが、現在期間が少し延びておるようでございますけれども、本格的な道路工事をされるまでの間の何年間か期間があるわけですが、その間の対応策をお伺いしたいと思います。

それから、道路工事をを行う、あそここの下の川の暗渠化した上を道路にするということについて、住民に對しての説明が十分されているのかどうか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。それと、もし道路工事を始めるとなると、やはり振動そのほかによりまして、あそここの崖線は崩れやすい、崩落しやすい箇所が何か所かございまして、将来的にそういう崩落による危険性、そういうものに対する対応策をどのようにお考えになっておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

最後に、多摩川の流量・清流化の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。前に、これも昨年の六月の定例会で質問をさせていただきました。御回答をいただいたわけですが、市長が都知事と懇談の中でこの件についてお話をされた、それが昭和五十七年だったそうでございますが、既に十年が経ったわけですが、昨年の東京都の予算の中で一千万円の調査費が計上されました。調査が進められたと、そのようにお伺いしておりますが、調査の進捗状況、結果というものについて確認をさせていただきたいと思っております。以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきます。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 吉沢議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

第一点目の、完全週休二日制による市民サービス低下防止対策についての御質問でございますが、御案内のように、本年五月一日からは国家公務員の完全週休二日制の導入が図られ、さらに、公務部門の週休制の徹底を図る観点から地方自治体に対しても早期の導入が指導されてきております。先に仲村議員さんの御質問でもお答えをいたしました。東京都市町村においては平成二年八月に東京都市町村土曜閉庁問題検討委員会を設置しまして、完全週休二日制実施にあたっての検討を行ってまいりました。そして、

ここでは市町村が住民の皆さんに身近な行政の任に当たりますことから、極力市民生活への影響を最小限にとどめながら、完全週休二日制の意義を踏まえ、土曜閉庁の方向でサービス低下の防止策を検討してまいりました。また、当市におきまして内部に週休二日制についての検討会をつくりまして対応策を検討させてまいりましたが、土曜閉庁によりましてサービス低下といたしましては、いわゆる窓口部門での業務が特に課題となりますところから、当面の策といたしまして、住民票や税の諸証明についての電話予約による方式の導入につきまして検討いたしております。あわせて郵便局に住民票の申請書を配置いたしまして、申請する方法につきまして検討いたしたいと考えておるところであります。

このほか、先にも御答弁を申し上げましたように、住民票等の自動交付機等の導入につきましても検討してまいりたいと考えておるところであります。なお、現在行っております郵送によりまして申請方式につきましても今後PRに努め、不便の解消に努めてまいりたいと存じます。また、他市の状況等につきましては担当部長より答弁をいたさせます。

次に、土曜休校につきまして、社会教育振興についての二点目、体育施設の増強について及び学校管理については教育委員会、また、土曜休園対策につきましては担当部長からそれぞれ答弁をいたさせますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、社会教育振興についてのうち、生涯学習構想についてでございますけれども、私は急速に変化する社会的な諸条件の変化、例えば国際化であるとか、高齢化、情報化、科学技術の進歩等さまざまな状況の中で週休二日制の進展等も見つめつつ、市民がいかに心豊かに充実して人生を生きていくか、そのための学習は大切なことかと考えております。そのために、市といたしましては生涯を通じての市民の自発的な学習の場、機会等の諸条件の整備に努めることが重要なことと存じます。そういう点では今までもそれぞれの機関、教育施設等で取り組んでまいってきておりますけれども、今後はそれらを体系化し、総合的かつ効果的な市民のための福生市生涯学習基本構想の確立は肝要のことと、かように存じております。高度で多様な課題ではありますが、二十一世紀に向かっての一層の学習社会を実現できるような体制づくりと、市民一人ひとりが健康で幸せに暮らせ、かつ市民による活力ある輝くまちづくりを進めてまいりたい

と考えておりますので、何分にもよろしく願いたいと存ずるところでございます。なお、詳細につきましては教育委員会より答弁をいたさせます。

次に、南公園の改修について御答弁を申し上げます。第一点目の改修計画と日程でございますが、南公園は建設省から昭和四十五年に河川敷を約五万五千平方メートル占用許可を受けて築造された広域的な河川公園でございます。市内でも二番目に大きな総合公園であります。今回の改修にあたり、コンセプトを多くの人々に親しまれる公園とし、ふれあいの場づくりをテーマに、河川管理者である建設省との協議、指導を仰いできたところであります。建設省は、河川公園である南公園は福生市民だけが利用するものではなく、広域的な考え方の上に立って計画を行い、占用基準が求めている一般公衆、すなわち多くの人が利用可能な公園にすべきということから、市といたしましたのは多摩川を愛し、水辺に親しみ、憩いの場所となるような整備計画を進めておるところであります。この公園はご存じのように、車が公園内に入るために、水辺に親しめる場所として公園を利用する人のほかに、釣りや川遊び等で年間を通じて市民を初め他の地域からも数多くの人々が訪れ、憩いの場所として利用されてきました。

しかしながら、現状を見ますと夜間も公園を開放しているということ、ごみ等の不法投棄や違法駐車が見え、防犯上、あるいは交通安全にも問題がある、そういった状況でございます。しかしながら、現状を見ますと、そういうことであるわけでございますけれども、このようなことから、改修計画に当たりますでは、まずこの問題を解決するということとともに、ただいま申し上げましたコンセプト、あるいはテーマとの整合をどう図るかが課題であったわけでございますが、単に公園だけの利用にとどめず、むしろ河原を含めて利用していただくといったことも加えまして、やはり改修の基本方針といたしましては人々に広く親しまれるような触れ合いの場づくりを、つまり、多摩川という恵まれた自然環境のもとで水辺と一体となった公園として整備し、子どもからお年寄りまで、それこそ一般公衆が親しまれる親水公園にいたすべく整備したいと、かような計画をしているところでございます。

それから、運動広場の増設についてでございますが、建設省が昭和五十五年につくりました河川環境管理計画に基づきますと、そのゾーニング分けがありまして、南公園には運動施設はつくれない区域になっ

ております。しかしながら、既得権を主張して交渉いたしましたして、今回進めようとしている改修計画ではこれまでの運動施設をすべて生かしていく方向が認められました。また、いわゆる都市公園法例上の公園施設に関する制限等で決められています全体的なバランスからいたしまして、残る芝生広場等につきましてはだれでも自由に休息、遊戯、レクリエーション、あるいはイベント等ができるように計画をさせていただきます。

次に、改修の日程についてでございますけれども、本年九月から平成五年三月末日までを予定いたしております。なお、河川区域内の工事ですので、本格的な工事に入るのは出水期を避け十一月からとなります。また、工事期間中は安全を確保するために立ち入りを禁止することになります。

次に、工事期間中のゲートボール場の仮設についてであります。当市でもゲートボール人気が大変ございまして、ゲートボール協会を初め老人会等が盛んに活躍をしておられます。この公園のゲートボール場は現在二団体が使用いたしておりまして、その役員さんとの打ち合せの中で、閉鎖期間中は田園広場公園のゲートボール場を利用していただくことで了解が得られておるところであります。

次に、南公園内に植樹することの可能性と、高木の植樹による日陰の確保でございますけれども、占用基準であります基準によりますと、一メートル以上の木を植えることは許可になりませんが、永年の夢でもございまして、数多くの市民からの要望のございました日陰になるような木を植えられるかということにつきましては、今回の建設省とのたび重なる協議の中では、水の流れを阻害しないようなところであれば植栽することが可能になりました。そこで、下の川沿いに桜の木を植栽いたしまして、夏の日陰づくり、また将来的には市民的な祭りでもありますところの桜まつりもこの公園を含め可能になると、そういったような大きな前進を見ることができましたので、御期待をいただければと存ずる次第でございます。

次の下の川埋め立て後の処置についてでございますけれども、本格的工事までの対策についてでございますが、下の川改修事業は公共下水道計画に基づく事業であり、財源の多くを防衛補助に委ねております。わかばさまで事業も順調に進み、平成五年度には下水道関連工事は完成いたします。これもひとえに市議

会を初めいたします市民の皆さま方の御理解と御協力のたまものと心から厚くお礼を申し上げますところでございますが、さて、この下の川排水路上部を利用して道路事業としての工事着工は、下水道関連工事完成の次年度となりますが、その間の管理面であります。本年度工事といたしましては、実施計画に基づき陸橋から熊川神社までの間、延長約三百六十メートルの管理柵補修工事を既に発注して工事に着手をいたしております。雑草の刈り取りにつきましても、本年からは年一回の除草委託を二回にふやしまして、害虫等の発生を極力防除していくよう心がけていきたいと存じます。また、害虫の消毒につきましても、貴重な清水もあり、自然環境を十分に考慮しながら検討してまいりたいと考えておるところであります。いずれにいたしましても、道路事業に着手するまでは市民の皆さまが安心して生活ができるよう適切な管理をしてまいりたいと考えております。

次に、道路化に対します対応についてでございますが、この道路化につきましては、下の川改修と一本化した工事でありまして、下の川の悪臭が出るなどの改善を行う中で有効的な土地利用を図り、併せて田園地域を貫通しております市道幹二一八号線に事故が生じた折りに補助的役割を果たすための道路として位置付けて、現在進行中であります。当然のこととして富士見橋などの改良も行い、自転車など引いてなら通れるようになりしましたのも下の川の一体工事の一つであります。今までも下の川一体工事としての道路工事を行うとしてきておりますが、道路構造につきましても下の川一休工事として、また、交通安全対策はどうするのかという御質問も議会においていただいておりますのであります。本年度道路予定地の測量を行いまして、既設道路との整合性を検討する段階にきておりますので、これができるすれば細かな説明に入れると思っておりますので、今しばらくの時間をちょうだいいたしたいと、かように存じます。

また、崖線の保全策についてでございますが、下の川工事で多少の影響が出たところもありまして、それ相応の対応をしてきております。御指摘の箇所の一つは崖線を利用した市道二四三号線がありますが、ここは道路の路肩部分の一部が崩壊する状態が生じたので、現在補修工事をいたしておるのでございますが、今少し御不便をおかけいたしますけれども、御協力のほどをお願いできますかと思うところで

あります。この崖線には今後危険であると思われるところもありますので、所有者に対しましても話をいたしまして、対策を立ててまいりたいと存じております。

次に、多摩川の流量増・清流化の進捗状況についてでございますけれども、本件は昨年の六月議会におきまして吉沢議員さんから御質問をいただき、また、以前から議員各位に御関心を賜っているところでございます。多摩川に良好な水質と豊かな水量を確保し、生物が生きやすい川を取り戻すことは多くの市民が待ち望んでいるところでございまして、当市にとりましては大変重要な課題のひとつであると存じております。前にも申し上げましたが、昭和五十七年、知事との対談の折り要請したのを契機に、その後もあらゆる機会をとらえ建設省、東京都に対し流域改善の要望を続けてまいりました結果、東京都におきまして平成三年度現況調査費が予算化されたわけであります。

そこで、一点目のその進捗状況でございますが、総務局で一千万円の予算計上がなされ、それを環境保全局においてコンサルタントへ業務委託し、現在まだ調査が進められているとのことでございます。その内容ですが、羽村堰から昭和堰における多摩川の流量増対策として想定されている幾つかのケースをとらえ、これらを実施していく上で必要な条件や水質予測などを調査し、現在その分析ですとか検討を関係各局で調整しているところでありまして、調査の概要がまとまり、報告を承るのには今しばらくの時間がかかるようでございます。

二点目の流量増・清流化の時期的な見通しでございますが、これは私も一日も早いことを望んでいるところでございますけれども、何分にもこの調査結果が出ませんと十分な内容が把握できません。また、河川管理者であります建設省との協議が必要ですので、その可能性を含めまして時期的な見通しは現在のところわからないと申し上げざるを得ませんので、何分御理解のほどをお願いをいたしたいと存じます。

三点目の流量増・清流化に対します福生市の取り組みと対応であります。これまで以上に東京都を初め建設省に対しまして、このことの早期実現が図れますよう要望していく所存でございます。特に清流化を進めるにあたりましては、市といたしましても都市下水路にかかわる水質改善などに向けさらに努力をしていく所存でございます。

以上で、吉沢議員さんからの御質問に対します御答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） 吉沢議員さんの御質問のうち、教育委員会所管分について御答弁申し上げます。土曜閉庁対策についての二点目、土曜休校、休園対策についてのうち、土曜休校についてでございますが、社会の変化に呼応して、今年九月より実施することになった学校週五日制により、市内小・中学校は第二土曜日が休業日となります。学校週五日制の実施にあたり、教育委員会といたしましても主体的に生きていくことができる資質や能力を身につけた、心豊かでたくましい人間の育成を目指し、生涯学習体系の整備、健全育成の視点から子供たちの生活を見直し、学校教育における施策、学校外での教育施策について福生市学校週五日制協議会を教育委員会内部に設け、具体的な検討をスタートさせたところでございます。子供たちの周囲にさまざまな学ぶ機会と場を用意してやるための条件整備について十分に協議をし、早急に対策を講じるべく努力してまいります。

次に、社会教育振興について、生涯学習構想についてでございますが、これまでの社会教育振興において公民館、市民会館、図書館、体育館等の社会教育機関及び社会教育組織等の体制整備に努めてまいりました。このことで一定の社会教育事業の推進の体制づくりや市民活動の展開を見ているのが現状と考えます。しかし、現段階では社会変化による新たな市民生活課題が発生してきております。御承知のように国際化、高齢化、情報化、余暇社会化の中で高齢期の生きがいづくり、外国人にとって生活しやすい環境づくりと人の交流、女性問題、障害者問題、学校週五日制を前に地域の子供の教育力、そして文化、芸術、スポーツ活動への需要の増大となってきております。こうした生涯にわたる学習機会の整備のためにまず生涯学習の体系化が最も必要であろうと考えます。つまり、市、自治体における教育、福祉、産業、労働ほか民間行政の幅広い地域組織活動の連携による地域学習ネットワークづくりでございます。

次に、この体系づくりにつきましては、社会教育分野を核として、他分野、行政の参加を得たプロジェクトチームの形成を図りたいと存じます。そのために社会教育関係者、加えて福祉、産業等の分野等から選出する生涯学習審議会等の設置による地域生涯学習体系づくりの研究が推進できますよう、今後検討を進めてまいりたいと考えます。また、市民の学習意欲調査につきましては、この研究が進んだ段階でより

効果的な調査となるよう実施を検討してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、総合的かつ長期的視野に立って、慎重かつ適切に、より幅広い参加による生涯学習構想の策定に向け、これから検討を開始してまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

次に、体育施設の増強についてでございますが、施設を有効に活用、運営、推進することはどのスポーツ施設にとっても必要なことと考えております。御指摘の屋外プールの利用期間、利用度を高めるためプールを覆う方策を検討し、利用者の利便を図ったという御意見は大変重要なことと存じます。ただ、プールでの水温、室温等の確保は利用者にとっては第一条件です。このような点から見ましてなかなか困難な問題があるかと存じますが、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、学校に対する国旗、国歌の教育委員会の指導でございますが、国旗、国歌の指導は学習指導要領の特別活動の儀式的行事と社会科、音楽科で学習内容となっております。また、これからの国際化の進展等を考慮したとき、児童・生徒が国際社会に生きる日本人としての自覚を持ち、信頼される日本人として成長していくためには、学校教育において自国及び他国の国旗、国歌を尊重する態度を養うことは極めて大切であると考えます。教職員の根強い反対の動きはありますが、各学校の卒業式、入学式等における国旗の掲揚、国歌の斉唱が学習指導要領に則して実施されるよう重ねて指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上、御答弁いたします。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。土曜閉庁対策につきまして、何点かにわたります。まず、都の週休二日制に関係いたしました。都の指導、あるいは周辺市の状況がどうなっているかと、

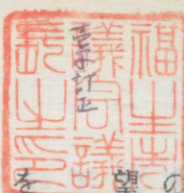
そういうふうなことでございますが、この土曜閉庁の完全二日制の導入にあたりましては、自治省の次官通達がございまして、それを都の説明会等で国の週休二日制の実施に伴いまして、完全週休二日制の意義及び国と地方公共団体の行政の密接な関連性等を考え、地方公共団体における完全週休二日制の時期、方法等についてできるだけ国との均衡を取りつつ導入することが適当であり、できるだけ早い時期の完全週

休二日制に向け条件整備を進められたいとの行政指導がありました。そして、導入にあたっては、住民の理解と協力を得ることが必要であり、そのためにも行政サービスを極力低下させないよう事務処理体制の整備、日ごろからの行政サービスの改善、向上に努めることが肝要である、こういうことがその中で指導されました。

また、近隣市においてのこれらの状況でございますが、青梅市でございますが、青梅市におきましては、週休二日制の検討委員会を内部に設置をいたしましたして、市民との対応について意欲的に取り組むことを確認をいたしましたして、週休二日制の実施に向け円滑な運営を進めるよう努力している、そのように聞いております。それから、秋川市におきましては、市内に市民サービスの向上等の研究会を発足させまして、当面の措置といたしまして、市民に対する住民票の交付の手続きといたしまして電話予約制度の検討、将来的には認可され次第印鑑証明等の自動交付機等の設置等も検討していくと、そういうふうなことがその中で結論付けられております。それから、隣の羽村市でございますけれども、羽村市につきましても市役所の連絡所、この三月までに二カ所あったわけでございますが、一カ所増設をしたと、そのように聞いております。それから、諸証明の利便をその中で図ったり、あるいは市民の窓口での住民票交付の電話予約、あるいは郵送による受付制度の検討等を行うなど、各市とも住民の対応について、当面できるところから手がけるということと、閉庁に伴いまして、将来的には自動交付機の設置を含めた抜本的な改善というものを検討していると、そういう状況でございます。

それから、この週休二日制に対する市民の要望ということでございますけれども、現在、御案内のように四週六休制と、そういうふうな形で現在進めておりまして、その状況の中では閉庁日に専任当直員のところに電話等で閉庁の照会、そういったものがかなり来ておると、そのように聞いております。そのほか、二月と四月に閉庁職場に対する試行を始めさせてもらったわけでございますが、それらについては、市民からの苦情等については特に来てない、そのように理解をしております。

それからもう一点、幼稚園の休園対策の関係でございますが、現在市内には幼稚園が四園ほどございますが、第四土曜日の月一回の休園を実施している市が現在そのうち三園ありまして、残る一園も九月か



ら実施する予定と、そのように聞いてございます。また、今後の計画等につきましては、それぞれの園ごとに現行どおり、あるいは月二回の休園の方向で検討されているようでございますが、特に保護者等からの苦情はないようでございます。中には第二、第四土曜日の休園を早期に実施してほしいと、そういう要望が保護者から出されていると、そのように聞いてございます。

いずれにいたしましても、各種学校及び私立幼稚園等につきましては都の委任事務と、そんな形で事務処理しているわけでございまして、なかなか市の方の指導、監督が十分でない、そういうふうな面もあるわけでございまして、今後都の方の指導をいただきながら土曜休園対策等につきましては対応してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（赤星行人君） 午後一時まで休憩をいたします。

午後零時三十分 休憩

午後一時 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○四番（吉沢嘉翁君） 休憩前に引き続き、自席からの質問をさせていただきます。

懇切丁寧に、詳細にわたりまして御回答をいただきましてありがとうございました。完全週休二日制に伴いましての問題でございまして、過去半年間に平日及び土曜日に来庁された方の数がわかればお知らせ願いたいと、それから、平日と閉庁日の土曜日、このときに各種の証明書類の交付の依頼ですとか、それから取りに来た方、そういった方の数がわかりましたらひとつお答えを願いたいと思います。

それと、先ほども仲村議員さんの質問の中に機械化の問題が出ておりましたけれども、昨年の十二月の私の質問に対しまして、業務の簡素化のために電算化をすると、そのために現在使われている機械がもう五年も経って老朽化していると、それと容量がやはり問題があると、そういうようなお答えをたしかいだいたと思うのです。それに伴いまして新しいハードの導入、それとそれに伴ってソフトの改善ということをお答えいただいたわけですが、現在それらの検討がどの辺までいっておられるのか、それを

お聞きしたいと思います。

それと、先ほどお答えいただいたのですが、電算化と言いますか、自動交付ですね、証明書類の。これについては相当時間がかかると思うのですが、八月からもし完全週休二日制に移るとすると、とても対応できる問題ではないわけですし、その前に、先ほども市長からのお答えの中に郵便局との連携ですとか電話による受付、それから交付というようなことをお話しただいたわけです。立川の例ばかり話して申しわけないんですけども、立川ではやはり午前中に電話で受けて、夜七時までの間に交付をする、そういつたようなこともひとつの案件として出されているわけですね。それと遠くの地域の、福生の場合は狭いですからどうということはないと思いますけれども、土曜日でも交付できるような窓口を開設すると、そういうことも聞いておりますけれども、当面機械に頼らずに人為的に市民サービスを下させないような方法を考えておられると思うので、その辺の御披露をひとつお願いしたいと思います。

それから、土曜日の休校、休園でございますけれども、現在、幼稚園については各幼稚園で休みの取り方が違うようですけれども、いずれにしましても、土曜日が休みになってしまふということは、現在、学童学習、こういうことをやっているわけですけれども、これに対して学校の児童保育をどのようにされるのか。

それと、幼稚園とはいってもやはり共働きの御家庭の場合、園児が土曜日一人でいるというわけにもいかないし、その辺のところ市としてどのように対策を考えられるのか、検討されるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、それに伴って家庭とか地域、そういったものに対する指導、要するに家庭教育も必要になってくると思いますし、地域に対しては町会ですとか子供会ですとか、そういったところの連携というのも大切になると思うのです。それと、市内の各社会教育施設、そういったものが土曜日休校、それから土曜日の休園、そういったものに対して何らかのお考えがありましたらば伺いをしたいと思います。

社会教育につきましては大体お答えをいただきましたが、これからいづれにしましても大変に広大な学習内容があると思うのですけれども、審議会とか協議会とか、何らかの方法で生涯教育の対

応をお考えいただけるといふふうにお答えもいただきました。できることであるならば、十二月の定例会でもお約束願ったように、できるだけ早く市民の学習意欲を調査して、それに基づいていろいろと方策を考えてくださるということでしたので、至急検討願って、この件につきましては実施を早期に行っていたくように、この件は要望しておきます。

それから、あと学校管理についてでございますけれども、先ほどもたしか質問したと思うのですが、これはお答え願ってなかったと思うのですが、市立の小学校、中学校十校あるわけですけれども、そこで四月一日の入学式に国旗掲揚及び国家の斉唱、吹奏をしなかった学校、これについてどの学校がどういう状態で実施されたか、しなかったのはどこなのか、それをひとつお答えを願いたいと思います。

それから、南公園の改善についてですけれども、市長のお考えは大体わかりました。いづれにしましても、水に親しむ公園ということで改修がされるわけなんですけれども、やはり車を利用することによってあそこの公園の利用度が高いのだと、市民サービスができるのだと、そういうふうには先ほどお答えいただいたと思いますが、その中で交通安全というのがひとつの問題だというふうには市長御自身もおっしゃっているわけですし、現状としまして、あの公園の中に車が入ることによって大変に危険性があるわけですから、小さな子供を遊ばせましても、柵のない公園でございますから、道路にボールがころがったときに飛び出していくわけです。そういうような状況というのが多々散見しているわけでございます。あそこを車を入れることはやはり考えものだ。ただ、こういう計画でやるんだということになりますと、これは市長の執行権でございますので、我々反対するわけにもまいりませんけれども、そういう危険性のある状態を何としても取り除いていただきたいというのは市民の声です。その辺の市民とのコンセンサスについてどの程度なされているのか。一方的にあそこは車を入れることによって利用度が高いということだけでは納得のいかない問題でございます。それについてのお答えもいただきたいと思っております。

それから、公園の中に木を植えていただけると、確約をいただきまして本当にありがとうございます。今までの御努力に感謝をするところですけれども、希望をいたしまして桜の木を植えていただいて、その桜の木も吉野桜で一遍に散ってしまうのではなくて、できればあそこに八重桜を植えていただいて花見の

期間を延ばしていただければと、そんなような、これも一つの要望としてお願いをしておきたいと思ひます。

次に、下の川の、暗渠化をしたあとの処置でございますけれども、いずれにしても、現状で放置されるのは大変に困ることでございます。毎年草刈りをする、この経費も大変な経費だと思ふのです。それよりは仮舗装といひますか、アスファルトなどをやってしまつて、インシャルコストはかかってもランニングコストはかからないような方策というものが何かできないかどうか、それについても御見解を伺ひたいと思ひます。

それと、道路工事でございますけれども、市長の夢でございます片倉跡地の利用の問題に絡みまして、やはり駐車場を地下につくるといふ構想、これがやはり市民の間に徐々に流れていつてゐるわけです。そうしたときに、果たしてそこに駐車場をつくったときに、大型のバスが地下に入るだろうといふ想像のもとに不安が広がってくるわけでございます、その辺のところの御見解もお伺ひしたいと思ふわけです。

最後に、多摩川の件でございますけれども、TAMARAいふ21でも多摩川の件ということが盛んにうたわれているわけです、それから柳山公園、それから坂公園、それから多摩川中央公園、南公園、これはすべて川に面しておりまして、川に対する関心というのは、大変に市民にとりまして周辺の方々にとっても関心の高いところですよ。昨年の市の世論調査の中でも、多摩川に対して福生らしい魅力を感じるといふ項目ですね、これについて多摩川の桜並木ですとか、多摩川、それから桜まつり、それから多摩川の中央公園、こういったことに対する回答率というのは大変に高いわけですので、早急に多摩川の復権というものを實現させていただきたい、これからも市長に大いにがんばっていただくし、それから市の各セクションにおいても一日も早くこれが實現できるように、この件に関しましては要望をいたしておきます。

以上です。

○市民部長（岩崎好亮君）　まず土曜閉庁について、市民の方がどの程度市役所の方に来ておられるかと、あるいは証明がどの程度出されておるのかという御質問でございます。市民課としまして調査とい

いますか、調べますと直接の来庁者の調査はしておりませんが、市民課の住民票等の諸証明、いわゆる証明の発行状況から察しまして、昨年の十二月から今年の五月まで過去六ヵ月の平均でございますが、土曜日は十四回ございまして、その平均は百九十六通ございました。それから、平日の場合は四百三十五通でございますが、これは御案内のように土曜日は半日でございますので、普通の日の方が当然四百三十五通と多いわけでございますが、それを、時間等を考慮しますと、平日の場合が半日では二百七十七通ということになるかと思ひます。そうしますと百九十六と二百七十七でございますから、約、平日の九割前後の方が証明等を取りに来られている。これは市民課の方の窓口のことでございます。

さらに、税務課の方でも調べておりまして、税務課の方でも調べましたら、税務課の方では諸証明の件数が土曜日の方が十八件で平日の方が三十九件でございます。その半分と言いますとこれも十八件程度になりますから、ほぼ同じぐらい、ちょっと土曜日の方が証明なんかを取りに来るのが少ないのではないかと、こういうふうに思っております。それに比例しまして、来庁者の方も証明等を取らない人もおりますけれども、来庁者に比例しますと同じぐらいの数の人が来られているのではないかと、こういうふうに思ひます。

○総務部長（森田進君）　土曜閉庁対策に関係いたしました何点か御質問いただいております。

一つは電算機の関係でございますが、御承知のとおりこの十月に新しいコンピュータに入替をするのと、そういう形で現在準備を進めております。新しいコンピュータになりますと、現在のコンピュータの容量の点で大体二・六倍程度の能力を持ったコンピュータというような形で予定をしております。

それから、現在コンピュータ、非常に端末機も多いということもひとつはありますので、そういう点については今度コンピュータに反応が遅いと申しますか、そういう問題が一つございまして、そういう点については今度コンピュータそのものが大きくなりますので、迅速性については今と比べますと相当早くなると、そのように考えております。それから、端末機については、現在の機械ですと大体二十台程度ですけれども、新しく入替えをするコンピュータについては大体六十台を若干上回る端末機が一応容量としてできると、そ

んな形で予定をさせていただきます。

これからの電算化でございますけれども、今年度は機種の入替えと、そういうふうなこともございますので、来年度以降というような形になりますけれども、来年度、再来年度、それぞれ年次計画に基づきまして事務の電算化は図っていくと、そういう形で現在予定を進めております。

それからもう一点、窓口の市民サービスに関係をいたしまして、具体的にすぐ対応していく内容としてどういうものが考えられるのかということでございますが、この点につきましては、先ほど市長が答弁の中で申上げましたように、今検討を進めておりますものは、一つは郵送方式による諸証明書類の交付、それともう一点は電話予約等による交付と、そういうふうなことを現在進めておる、そういう状況でございます。

それからもう一点、幼稚園の休園化に伴います園児の保育の関係でございますけれども、現行、先ほど申上げましたように四つの園のうち三つの園が既に実施していると、そういう状況でございます。これからこの休園が進みますと課題になってくるだろうと、そのように考えております。いずれにいたしましても、東京都の指導を待ってできるだけ適切に対応していきたいと、そのように考えております。

○学校教育部長（矢崎茂夫君） 土曜日の休校にあたっての御質問でございますけれども、家庭と地域における問題、あるいは社会教育施設の運用等の御質問でございますけれども、この学校週五日制、この趣旨は学校、あるいは家庭、地域、社会、そういった教育全体のあり方を見直すんだと、そういう中で社会の変化に対応してこれからの時代に生きる児童・生徒の望ましい人間形成を図っていくということが趣旨でございます。

こういった週五日制を実施するにあたっていろいろ課題、あるいは留意事項がございますけれども、そういった中において学校における問題、それから地域社会における問題、いろいろございますけれども、地域社会における問題としては、いずれにしても、土曜日が休業という形になりますから、学校の教育というものは基本的にはそこで休むと。そうしますとお子さん方は家庭に返す、地域に返すという形に

なります。そういう中で受け皿でございますけれども、ただ単に返せばいいということではなくて、その受皿の中で今後どうしていくのかというのがあるのと課題として上っております。週休二日制で保護者がいる家庭はよろしいんですけども、いない家庭の問題であるとか、障害者の問題であるとか、いろいろございます。そういった子供たちをどうしていくのかという問題が広く求められるわけですけれども、いずれにしても、そういったことを進めていくためには、教育委員会としては学校を一つの受け皿、要するに学校、または教育委員会としてはそういった学校開放していくという問題がございます。それから、一方では地域でいろいろ活動していくためには、そういった学校施設の開放のほかには、今、吉沢議員さんからお尋ねがございましたように、公民館であるとか図書館であるとか社会体育施設、文化施設、そういった要するに社会教育施設もこの子供たちのために開放していくんだと、開放してまたそこでそういった場を与えていくのだという問題もございます。

いずれにしても、そういう形の中で週五日制を対応していくわけですが、教育委員会としては基本的にはこういった週五日制の趣旨を今後PTAであるとか、青少年団体であるとか、各種スポーツ団体、文化団体、こういった方に今後十二分にその五日制の趣旨を説明するといえますか、趣旨を広く理解を求めるといことが大前提でございます。そういった中でいろいろの生活体験、自然体験、社会体験だとか、そういったものをしていきたいのだということがいろいろと課題としてあります。これにつきましては先ほども教育長から御答弁申上げましたとおり、若干遅いと言われればあれですけれども、学校週五日制の協議会というものを教育委員会の内部に社会教育、学校教育、両方の面から基本的にどうしていくのかということと協議機関をつくりまして、その中から今後市の中へ、市民、全市民的な各団体等にもお集まりいただいて、市全体の中でそういう受け皿を考えていこうというふうな今その準備を実際に進めているところでございます。したがって、ただいま申上げましたとおり、これからはその趣旨を地域に徹底していくと、保護者に徹底していくと、これを第一としてやっていきたいというふうな考えでおります。

それから、入学式における学校管理の中での国旗、国歌の問題でございますけれども、平成四年の入学

式におきましては、国旗でございますけれども、全体で式場に掲揚したのが小・中合わせまして八校、それから屋上に掲揚いたしましたのが十校でございます。それから、国歌でございますけれども斉唱したのが一校でございます。それからメロディーだけを流したのが四校でございます。

以上、御答弁いたします。

○都市整備部長（関口 清君） 南公園の改修につきましての御質問に御答弁いたします。

改修計画と市民要望の整合といえますか、コンセンサスに関してでございますが、自然界の中でも最たるといえますか、多摩川という河川区域の中を対象にいたしまして公園であります改修工事、事業となるわけでありますので、どうしても考え方がいいますか、主張の違うというか、意見が大きく交錯するところがございます。御指摘の自動車の件もそうでございますが、加えて建設省の許可ということもございません。改修にあたりまして特にアンケートでというようなことは行ってはいないわけでありますけれども、通常行っている方法による市民代表への説明、意見聴取、それから幾つかのグループ代表の方々に対する説明、意見聴取、こういったものを行いました。市長答弁にもございましたように、いろいろな事情がありまして、そういったものを含めまして説明したわけでございます。それで御意見をいただく中で一応の御理解が得られていると、このように判断をさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

特にこの自動車のことですが、市長答弁でも触れられた状況がありますけれども、要するに、あそこの地形といえますか、占用しているところが平均の幅が七十メートル前後、長さが八百メートルという、要するに縦断方向に長いという、そういう状況がございまして、どちらかというと野球場ですとかテニスコート、スポーツ施設がどうしても下流方向にございます。これらを利用する人はどうしても車でという、そういう意見が強うございます。それで、そういったところへ何とか配置をさせていただいたと、改修にあたりましてそういうことでございます。

それから、現在せっかく占用しているという、そういう認めていただいているこのことを、上流だけで駐車場をまかなうということになりますと、以後再び下流の方へという要望があってもなかなか建設省の

許可が得られないと、こんな状況もありました。

それから、市長答弁にもありましたように、公園としてではなく、公園だけではなく河原への利用者、釣りですとか川遊びですとか、こういう利用者も非常に多いところでございます。共存の関係といえますか、この辺のところも御理解いただければと思います。また、アプローチといえますか、出入口が限られてしまっている、どうしても自動車を使っただけは入所できない、入口付近に仮に駐車場を集中しますとそこにあふれたものが今度は道路へと、こういう状況も想定できます。そんなことから、計画案では下流方向へも多く車が止められるようにと、こういうようなことも考えまして、どうしても今の道路を基本にいたしましてつくると、こういうことになりました。ただ、歩車道分離といえますか、そういうようなことを基本に考えておりまして、歩道、これはジョギングですとかサイクリング、そういったものに使えるように今度はいたしまして、車道は完全に区分していこうと、こういうことをきちんとするように考えております。

そこで、車道の安全対策でございますけれども、これは日本の国の歴史上、道路をつくるにはどうしてもアメリカ指向というんですか、そういうことが強く行われてきたわけですから、オランダを初めヨーロッパの方で使われている、ボンネルフという言い方をしているわけですが、要するに障害をかなりつくってスピードを出させないと、そういうような道路づくり、要するに縦方向にはジグザグをさせるといって、こんなような考え方。それから、走ることに付いて、この辺では滝山街道といえますか、高月・滝山のあの辺に坂を下るときにちょっとそういったものが施してありますけれども、要するにでこぼこを付けると、これをヨーロッパの方ではパンフと呼んでいるようにですけども、そういったものによってスピードを出さない、できるだけ注意して運転する、こういうような安全対策をこの公園で採用していこうと、こういうことで御心配の点をできるだけ和らげて、それで多くの人が使えるようにしていきたい、こんな考えておりますので、よろしく御理解をいただければと思います。

それから、下の川に関連した御質問がありましたので、先に答えさせていただきます。片倉の跡地における宇宙科学館に関しての御心配の点だと思います。要するに地下に駐車場をという、そういうことが言

われているけれども、大型バス等についての不安のこと、この辺の御質問だったと思うのです。この都の施設につきましては基本的にはこれからということになってございます。これから検討していくというところでございます。

そこで市が、あくまでも仮想でございますけれども、検討した案では、あそこがたまたまあいう崖線といえますか、十メートルほどの段丘がございます。この地形をうまく利用することによって地下駐車場も可能である、こういうようなことがひとつあります。たまたまそうなりますると、ちょうど田園側からの出入りというのですか、車の出入りも可能になる、こんなことが考えられます。ただし、これは大型バスがそこから入るとか、そういうことはなかなかできません。基本としては恐らく、大型バスについては以前から申し上げているわけですが、新奥多摩街道と旧奥多摩街道がそこでクロスしますから、旧奥多摩街道の方の出入りの仕方というんですか、そういうのをうまく使うことによってあの辺での渋滞、そういったことをできるだけ避けていこう、こういう考え方の中でメインの入口としては旧奥多摩街道から入れると、こういうことになって、その近くに大型バス等を駐車できるようにすることが一番いいのではないかと、こんなようなことを市なりには検討しております。

いずれにしても、冒頭言いましたように、都の施設はこれから検討が始まりますから、そういったことの中でよく、いろいろと市の方からも意見を申し上げまして、しかるべき案ができたような段階で周辺の人たちを含めました、今度その施設そのものの説明会、これはシルク台とは別に、そういう説明会をよくするようにいたしまして御理解をいただくような、そういう努力をしていくつもりでございます。

以上でございます。

○建設部長（佐藤喜一郎君） 自席からお許しいただきまして御答弁申し上げます。

下の川排水路上部の利用ということで、現在、柵等を行っておりますけれども、これの管理につきまして仮舗装等ができないかという御質問でございます。現在、先ほど市長からも答弁がありましたように、三百六十メートルほど管理柵の補修工事と、こういったものも発注して工事を進めております。そういった関係もございいますので、仮舗装のことは現在の段階では考えていないわけでございます。仮に仮

舗装しましても平成七年には本舗装というようになりますので、経費の面とか、それから仮舗装した場合にそこが無断駐車だとか、いろいろな点で管理が難しくなるのではないかと、こんなようなことを考えておりまして、現在の管理の状況をさらに強化しまして、市民の方に迷惑にならないように努力していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○四番（吉沢嘉翁君） ほぼわかりました。いずれにしても、各問題につきまして、鋭意、今、お答え願った方向で進めていただきたいと思います。

ただいま学校教育部長の方からお答えいただいた国旗、国歌の問題ですけれども、これはイデオロギー云々の話ではなくて、やはり指導要綱に従って完全実施ができるようにしていただきたいと思うのですけれども、なぜ国歌についてはやれなかったのか、それから国旗についても式場に掲揚しなかったのか、その辺のところについての理由ですね、それについてお調べがあればお答えを願いたいと思います。

それから、南公園の中の道路の問題につきましては、やはり中に道路を通して公園というのは本当に珍しいと思うのです。これにつきましてはさらに御検討願ひまして、安全対策を十分に施していただくと、そのように思えます。これについてはまだまだいろいろの、今、議員さんがおっしゃったような根強いイデオロギー的な問題もございいます。

国旗、国歌の問題だけお答え願えれば、あとの問題については了解いたしました。

○学校教育部長（矢崎茂夫君） 先ほど教育長から、第一回の答弁でも申し上げておりますけれども、今日の国際化社会において自国及び他国の国旗、国歌を尊重するというところで、新学習指導要領では国歌を斉唱し国旗を掲揚するものとするという規定がございます。これにつきましては新学習指導要領でございますので、これについて実施していくのだというのは基本的な問題でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この件につきましてはまだまだいろいろの、今、議員さんがおっしゃったような根強いイデオロギー的な問題もございいます。

その中で、校長においてはその都度実施すべく学校現場において教職員と話し合いを重ね、努力をしているところでございますけれども、これにつきましては先ほど申した中でも前年よりは前進をみていると